



2022年5月13日

各 位

上場会社名	株式会社 サンユウ
代表者	代表取締役社長 西野 淳二
(コード番号	5697)
問合せ先責任者	上席執行役員総務企画部長 水野 由実
(TEL	072-858-1251)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、第76期定時株主総会（6月29日開催予定）に下記のとおり定款一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなした提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

また、上記と併せ、経営体制の強化のため、現行定款第22条第2項を一部変更して、新たに取締役副社長1名の地位の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(水)
 定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令および内閣府令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長および取締役副社長各 1 名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>